

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

### 香川県人事委員会規則第15号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(超勤代休時間の指定)</p> <p>第9条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号。<u>以下「育児休業条例」という。</u>）第17条の規定により読み替えられた給与条例第13条第1項ただし書又は同条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日につき120分<u>（育児休業条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認又は育児休</u></p>	<p>(超勤代休時間の指定)</p> <p>第9条の8 略</p> <p>2 任命権者は、条例第9条の3第1項の規定に基づき超勤代休時間（同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第13条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第17条の規定により読み替えられた給与条例第13条第1項ただし書又は同条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数</p> <p>(3) 略</p> <p>3～7 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 職員が生後3年に達しない子を育てる場合 1日につき120分を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間（生後1年に達</p>

業条例第24条の規定による第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該120分からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下この号において同じ。）を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間（生後1年に達しない子を育てる女性職員にあっては、30分以上に限る。男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日につき120分から当該承認又は請求に係る期間を差し引いた期間を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間）

(9)～(21) 略

2～4 略

(介護時間)

第16条の3 略

2 育児休業条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認、育児休業条例第24条の規定による第2号部分休業の承認又は第18条の規定による第15条第1項第8号に掲げる場合の特別休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間は、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第16条の4 略

2 条例第16条の3第2項第2号に掲げる範囲内で承認を受ける子育て部分休暇（以下この項及び第4項において「第2号子育て部分休暇」という。）の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

しない子を育てる女性職員にあっては、30分以上に限る。男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）若しくは同条第2号に規定する養子縁組里親である者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日につき120分から当該承認又は請求に係る期間を差し引いた期間を超えない範囲内で1日2回それぞれ15分を単位とする時間）

(9)～(21) 略

2～4 略

(介護時間)

第16条の3 略

2 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間は、1日につき2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(子育て部分休暇)

第16条の4 略

2 条例第16条の3第2項第2号に掲げる範囲内で承認を受ける子育て部分休暇（以下この項において「第2号子育て部分休暇」という。）の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

(1)・(2) 略

3 育児休業条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認、育児休業条例第24条の規定による第2号部分休業の承認、第18条の規定による第15条第1項第8号に掲げる場合の特別休暇の承認又は第19条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の第1号子育て部分休暇は、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

4 育児休業条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認、第18条の規定による第15条第1項第8号に掲げる場合の特別休暇の承認又は第19条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の第2号子育て部分休暇は、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とし、育児休業条例第24条の規定による第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある年の第2号子育て部分休暇は、1年につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）から当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

(1)・(2) 略

3 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認、第18条の規定による第15条第1項第8号に掲げる場合の特別休暇の承認又は第19条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の第1号子育て部分休暇は、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。